

(タイトルページ)

アメリカ合衆国労働省職業安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration, Department of Labor, USA。略称: US-OSHA) による一般産業及び海運業を対象とする Silica, Crystalline (結晶質シリカ: 結晶性の二酸化ケイ素) に関する労働衛生基準 (Standard) について

アメリカ合衆国の労働の場においては、毎年約 230 万人の労働者が職場で上記の結晶質シリカにばく露されており、毎年何千人もの労働者が人生を左右することにつながる次に掲げる重大な職業性疾患に罹患しています。

- 珪肺症、障害及び死につながる不治の肺疾患
- 肺がん
- 慢性閉塞性肺疾患 (COPD) ; 及び
- 腎臓病

このような状況に対応するため、US-OSHA は、一般産業及び海事産業 (US-OSHA の記述によれば、造船業 (造船修理業及び解体業を含む。) 及び海運業をいいます。以下同じ。) の使用者に対して、2018 年 6 月 23 日までに、若干の施行猶予をする事項を除いて (これらの施行猶予事項は、2021 年 6 月 23 日までに施行猶予期間が終了しています。)、この基準: 「1910.1053: Respirable crystalline silica (吸入性結晶質シリカ)」を遵守することを要求しています。

なお、一般産業及び海事産業以外の業種に対しては、US-OSHA は、次に掲げるとおり、別個の Standard で対応しています。

- ◇ 29 CFR 1910.12(b)に定義される建設作業 (建設作業における吸入性結晶質シリカへの職業的ばく露) は 29 CFR 1926.1153 でカバーされています。
- ◇ 1910.1053(a)(1)(ii)
29 CFR Part 1928 の対象となる農作業 ; 及び
- ◇ 1910.1053(a)(1)(iii) 吸着性粘土の加工に起因するばく露

○吸入性結晶質シリカによる職業性疾病は、我が国でもじん肺症をはじめとする職業性疾患として重大な問題とされており、じん肺法に基づくじん肺健康診断を受けた労働者数は、令和 2 年 (2020 年) には 271,502 人であり、そのうちの有所見者数 1,116 人であったとされています。また、粉じん障害の防止のために粉じん障害防止規則 (昭和 54 年労働省令第 18 号) が制定され、施行されています。

○本稿は、上記のとおり一般産業及び海運業の使用者に対して義務付けられている Part 1910 Occupational Safety and Health Standards 中

の 1053:Respirable crystalline silica（吸入性結晶質シリカ）について、「第Ⅰ部 Silica, Crystalline（結晶質シリカ：結晶性の二酸化ケイ素）に関する概要、健康影響並びに一般産業及び海運業についての職業安全衛生局（osha.gov）の規制の要点について」及び「第Ⅱ部 アメリカ合衆国労働省職業安全衛生局（US－OSHA）の基準：1910.1053:Respirable crystalline silica（吸入性結晶質シリカ）について」として「英語原文の全文－日本語仮訳」の形式で紹介するものであり、アメリカ合衆国における関連する規制の内容が参考になるものと思われます。

この資料の作成年月 2022年7月

この資料の作成者 中央労働災害防止協会技術支援部国際課